

平成29年生駒市議会（第3回）定例会議案

平成29年6月12日

生 駒 市

平成 29 年生駒市議会（第 3 回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 8 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 9 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
報告第 10 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	5～6
報告第 11 号	平成 28 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	7
報告第 12 号	平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	8
報告第 13 号	平成 28 年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	9
報告第 14 号	平成 28 年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	10
議案第 41 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11～13
議案第 42 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 43 号	生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15～16
議案第 44 号	財産の取得について	17
議案第 45 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	18～19
議案第 46 号	生駒市病院事業推進委員会委員の任命について	20

報告第 8 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成29年4月7日（金）午前5時24分頃

2 事故発生場所

生駒市俵口町地内

3 損害賠償額

70,923円

4 事故の概要

消防車両（救急車）により救急出動中、住宅地内の狭隘な道路に進入し、
車両を方向転換しようとした際、同車両の左スライドドアが駐車している車
両に接触し、相手方車両の前部バンパーを損傷させたもの

平成29年4月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 9 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成29年2月19日（日）午後2時30分頃

2 事故発生場所

生駒市鹿ノ台南2丁目16番地 生駒市立鹿ノ台中学校内

3 損害賠償額

22,000円

4 事故の概要

生駒市立鹿ノ台中学校内において、露出していたフェンス支柱の残片を来
校していた車両が踏んだことにより、左後輪のタイヤを破損させたもの

平成29年5月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 10 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成 29 年 6 月 12 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成29年3月23日（木）午後

2 事故発生場所

生駒市緑ヶ丘地内

3 損害賠償額

18,360円

4 事故の概要

生駒市立緑ヶ丘中学校野球部の練習中、部員の打球が南側のフェンスを越
えて住宅の敷地内のガレージ屋根に落下し、波板を破損させたもの

平成29年5月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 28 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	未収入 特定財源 地方債	未収入 特定財源 その他	
総務費	戸籍住民基本台帳費	社会保険・税番号制年度業	9,177,000	9,177,000		9,177,000			
		福祉給付事業	261,683,000	259,328,120		259,328,120			
民生費	社会福祉費	臨経	14,986,000	14,985,320					14,985,320
		高山竹林園管理業	16,140,000	15,650,400		11,445,300			4,205,100
産業経済費	商工費	地籍調査事業	48,492,000	48,492,000		26,670,600	19,600,000		2,221,400
		橋梁予防保全事業	16,000,000	16,000,000		8,017,218	5,900,000		2,082,782
土木費	道路橋梁及び河川費	生活道路安全対策事業	97,000,000	61,700,000		17,851,775	13,100,000		30,748,225
		企業誘致関連道路整備事業	99,810,000	99,809,080		33,407,560	24,400,000		42,001,520
都市計画費	河川水路改修事業	道路新設改良事業	5,364,000	5,363,840					5,363,840
		河川水路改修事業	97,616,000	93,246,713	93,246,713				
教育費	教育総務費	北部地域整備促進事業	151,978,000	151,977,600		31,480,000	120,400,000		97,600
		高山スパーパークールゾーン事業	571,526,000	571,526,000		173,963,000	397,500,000		63,000
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	92,282,000	92,281,680		29,509,000	59,000,000		3,772,680
		中学校施設整備事業	49,300,000	49,300,000		16,596,000	32,700,000		4,000
教育費	幼稚園費	幼稚園施設整備事業							
		幼稚園施設整備事業							

平成 29 年 6 月 12 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源			その他
						国県支出金	地方債	地方債	その他		
下水道費	下水道費	下水道管渠維持補修事業	3,500,000	3,500,000						3,500,000	
		公共下水道管渠整備事業	430,000,000	370,000,000	91,916,900	277,900,000				183,100	
		流域下水道事業	9,200,000	9,200,000		9,100,000				100,000	

平成 29 年 6 月 12 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成28年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	154,287,000	36,663,000	99,000,000	0	51,946,000	47,054,000	18,624,000	0	

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成28年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る繰越額に 係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越額に 要するたな御資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度繰 次繰越額	計				損益勘定 留保資金		
資本的 支出	建設 改良費	新小瀬中継所 建設工事	510,300,000	112,500,000	11,101,920	123,601,920	53,311,400	70,290,520	70,290,520	70,290,520	0	
				円	円	円	円	円	円	円	円	

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 41 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）
の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に
次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に
相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項
に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法
（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うこ
とが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により
就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相
当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指
導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項

に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

19 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と

あるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する
地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に
に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指
照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職
導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規
業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

定する職業指導を行うことが適当であると認めたものとする。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した生駒市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第 42 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32
号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」の次に「（生ごみを市長が定める受入基準に従ってエコパ
ーク 21 に搬入する場合にあっては、33円）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年
12 月生駒市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改め
る。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門
員研修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支
援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例第
2 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の

一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

議案第 44 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 救助工作車
- 2 取得価格 169,344,000円
- 3 契約の相手方 大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号 SORA新大阪21
・1401室
キンパイ商事株式会社
代表取締役 松浦英男
- 4 契約の方法 指名競争入札

平成29年6月12日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 45 号

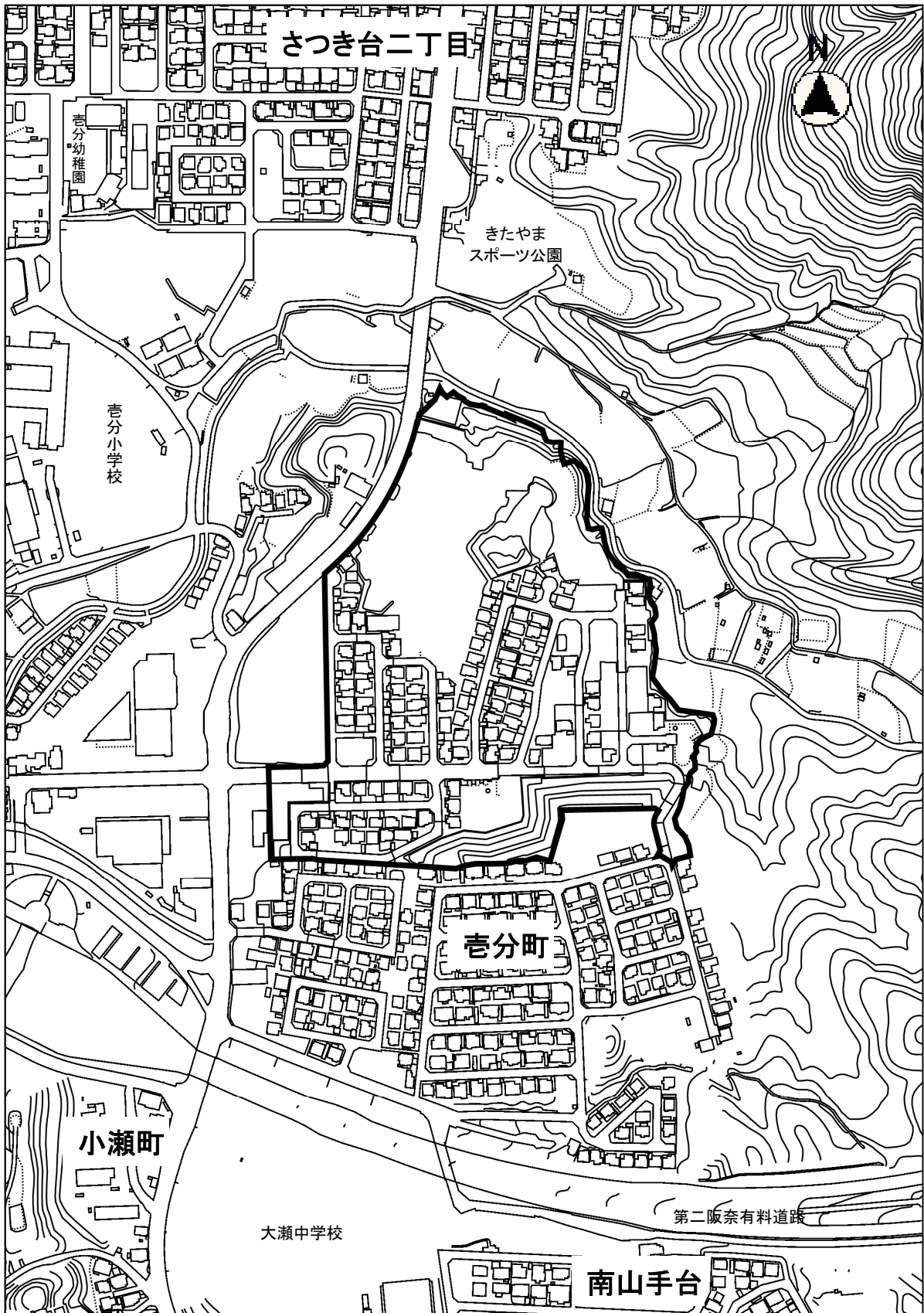
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示
の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定によ
り、生駒市における住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当
該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

別図 住居表示を実施すべき市街地の区域図



凡例



住居表示を実施すべき市街地の区域

議案第 46 号

生駒市病院事業推進委員会委員の任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を任命したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 杉 本 正 人

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成29年6月12日提出

生駒市長 小 紫 雅 史